入札説明書

令和6年札幌市告示第 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和6年2月19日
- 2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課(電話 011-211-2346)

- 3 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称 保育人材イメージアップ SNS 広告業務
 - (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
 - (3) 履行期間契約締結日から令和6年3月29日まで
 - (4) 履行場所 札幌市が指定する場所
 - (5) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による 再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況 が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構

成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係 にある者が同一入札に参加していないこと。

ア資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生 法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、大分類「一般サービス業」中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」または「広告業」に登録されている者であること。
- (7) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記2に同じ。

なお、入札説明書等は以下の札幌市公式ホームページからダウンロードすることができる。

(https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/nyusatu.html)

(2) 入札書の提出期限

令和6年2月27日14時00分(送付の場合は必着のこと)

(3) 開札の日時及び場所

令和6年2月27日16時30分

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局 局会議室

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1(共通一第7号様式)の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出に当たっては以下に留意すること。

- ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「保育人材イメージアップ SNS 広告業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(2)の提出期限までに提出しなければならない。
- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「保育人材イメージ

アップ SNS 広告業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(2)の提出期限までに届くように送付しなければならない。なお、電送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 受付期限

令和6年2月22日17時15分までに質問書(別紙2)にて、電子メールにより提出すること。件名は「保育人材イメージアップ SNS 広告業務の入札に関する質問」とすること。なお、電話等による質問は受け付けない。

イ 質問書の送付先

札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課

メールアドレス: hoiku-suishin@city. sapporo. jp

ウ回答

回答は、原則として電子メールにより随時行うとともに、令和6年2月26日17時15分までに、ホームページで公開する(質問を行った法人名等は公表しない。)なお、受付期限までに到着しなかった質問については回答しない。

(6) 入札の無効

- ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件 に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入 札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにも関わらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延長等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消 すことがある。

- ア 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に 執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又 はこれを中止することがある。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行 することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称、住所、 代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名 を含む。)をしておくとともに、開札時までに代理人委任状(別紙3(共通-第8号様式))を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼 ねることができない。

(9) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の 求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任 状(別紙3)を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すと ともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。 ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を 免除することがある。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法等
 - ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、 最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときには、直ちに、 当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。こ の場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないと きは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、 関係職員に説明を求めることはできるが、入札後、これらの不明を理由として異議 を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないと き。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付が なかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税業者であることの申出

落札者が、消費税法に基づく消費税及び地方税法に基づく地方消費税に関し、免税業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書(本市様式)を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、まず、契約の相手方が契約書の案に記名押印 し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の 相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

契約書案 (別添) のとおり

10 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10日以内(札幌市の休日を定めている条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

以上